

第2号議案

産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の増築及び用途変更
(能力増強)について
(建築基準法第51条ただし書)

東広島市許可

廃棄物の分類と処理責任 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物

事業

産業廃棄物

処理責任：事業者

産業廃棄物処理業許可＝都道府県

産業廃棄物処理施設 中間処理業 等

家庭など

一般廃棄物

処理責任：市町村

一般廃棄物処理業許可＝市町村

東広島市：賀茂環境衛生センター
賀茂環境センター
他2施設

建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画区域内において

案件 ↓

卸売市場	火葬場	産業廃棄物処理施設
ごみ焼却場	ごみ処理場	汚物処理場

など

都市の中になくなくてはならない重要な供給処理施設について



原則

都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない。(都市計画決定)



例外

ただし、都道府県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し又は増築することができる。(所謂、ただし書きの許可)

手続きの流れ

51条許可申請
事↕市



都市計画審議会



都市計画審議会から答申
審議会↕市



許可
市↕事



不許可
市↕事



建築確認申請
事↕建築主事

申請者

住所：広島県東広島市黒瀬町小多田 1 6 番地 9 2

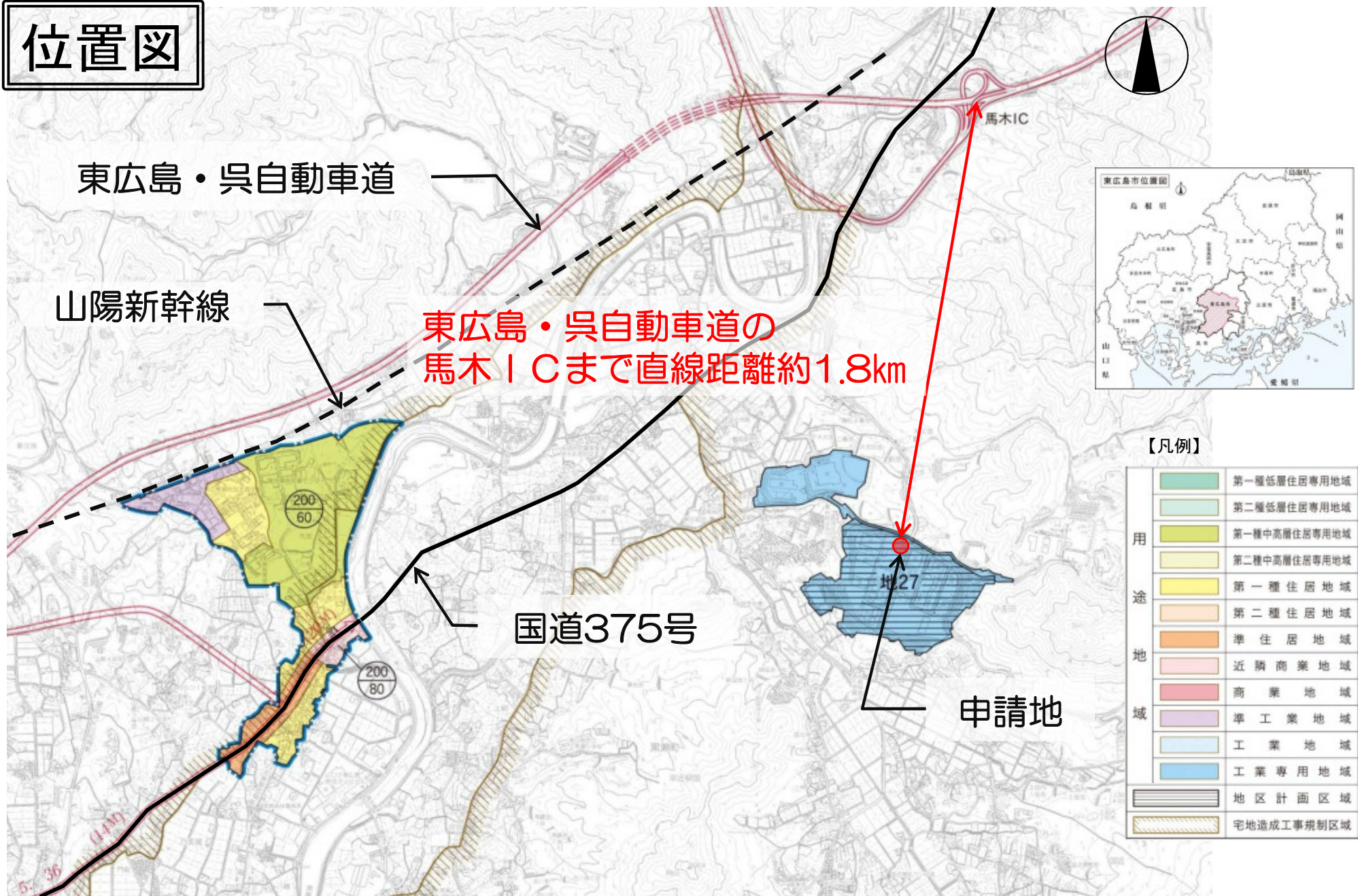
氏名：東広商事株式会社

代表取締役 篠原 幸一

申請位置

広島県東広島市黒瀬町小多田字新立 1 6 番 8 3、1 6 番
8 4、1 6 番 9 2

位置図



付近見取

北側：道路を隔てて
山林が存在

東西：道路を隔てて
南側 工場が立地



現状の敷地の概要

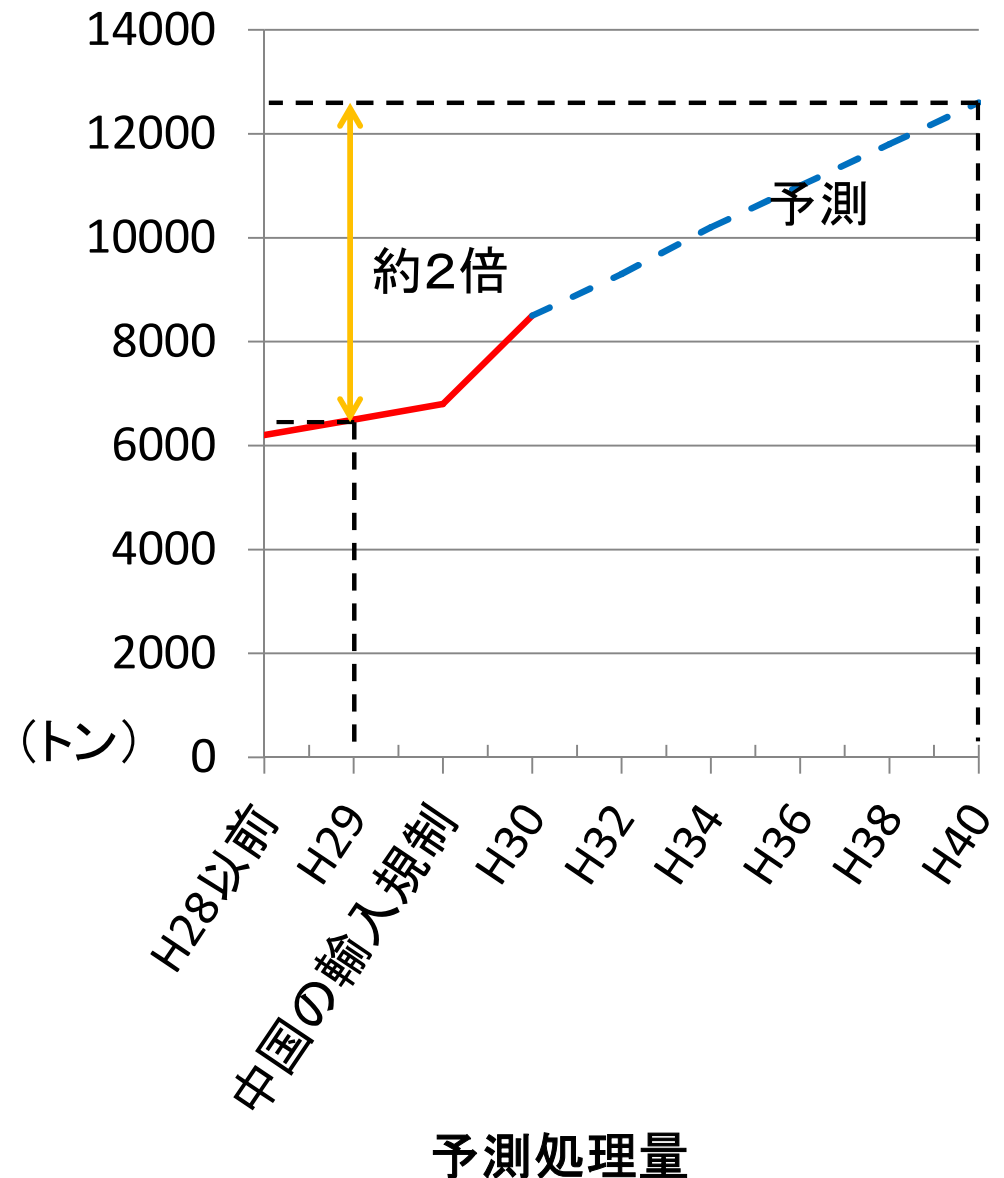
1. 用途地域	工業専用地域	
2 敷地面積	5,735.29m ² (約0.57ha)	
3 敷地内の建物概要	建築面積	4,003.49m ²
	延床面積	3,421.07m ²
	棟数	3棟
	主要用途	工場

平成18年2月に建築基準法第51条許可を得ている。

建築基準法第51条 ただし書き許可概要	許可日	平成18年2月13日		
	許可番号	H17許可通知広県建指第00010号		
	用途	産業廃棄物処理施設（破碎施設）		
	廃棄物種別	廃プラスチック類	36.8	(t/日)
		木くず	57.6	(t/日)
がれき類		26.4	(t/日)	

廃プラスチック類の現状と課題

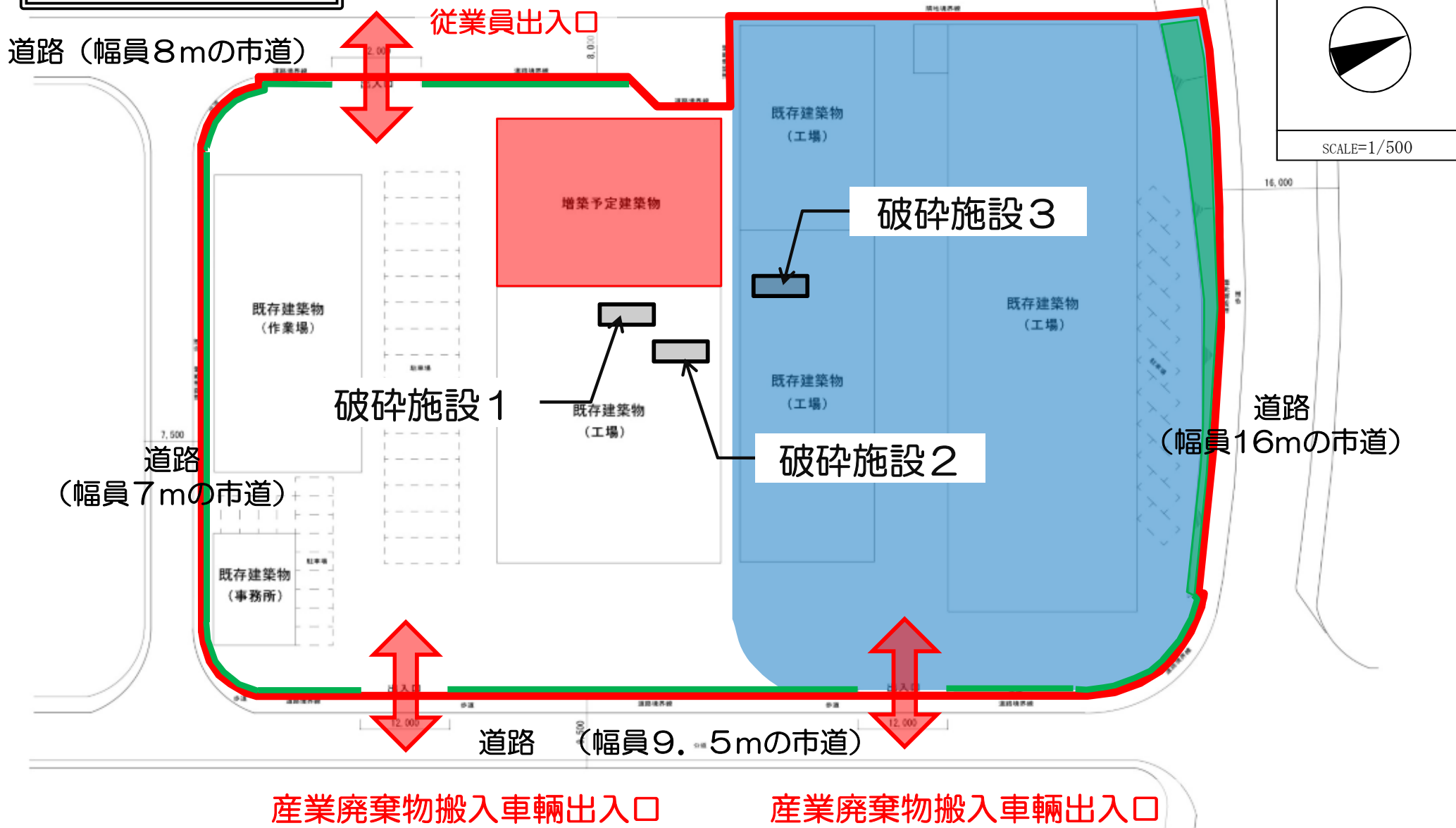
- ・平成18年からの実績処理量は、毎年約5%増加
- ・平成29年8月に中国が廃プラスチック類等の輸入規制を発表
- ・中国の輸入規制後は、平成30年6月の実績処理量が前年同月比の約1.2倍に増加
- ・平成40年までの予測処理量は、年間5%の増加率をもとに、約2倍を予測



廃プラスチック類等の処理量増加への対応策

廃プラスチック類の現状と課題から将来的に予測される需要の増大に適切に対応し、廃棄物を安定的に処理するために、既存破砕施設の処理能力を増強すると共に、合わせて敷地を拡大して破砕施設を新設し、必要となる工場を増築する計画である。

計画配置図



計画敷地の概要

		現在	計画
1. 用途地域		工業専用地域	
2 敷地面積		5,735.29m ² (約0.57ha)	11,520.56m ² (約1.15ha)
3 敷地内の 計画建物概要	建築面積	4,003.49m ²	7,277.53m ²
	延床面積	3,421.07m ²	6,846.62m ²
	棟数	3棟	5棟
	主要用途	工場	工場

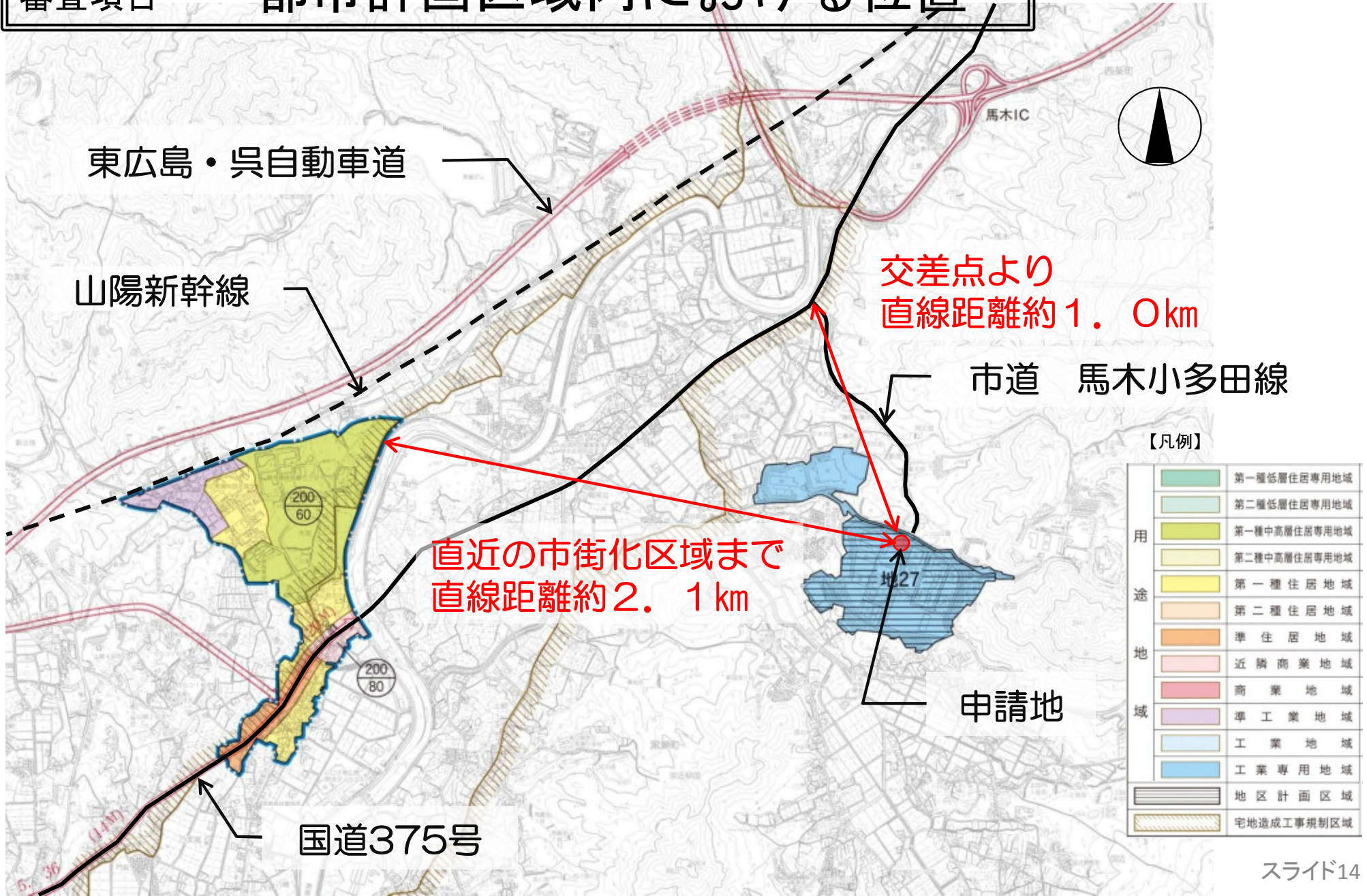
許可の対象となる破砕施設の計画処理能力

	破 碎 施 設	廃 棄 物 種 別	建築基準法が定める許可を要する処理能力	現状処理能力	計画処理能力
新 設	破砕施設 1	廃プラスチック類	左の廃棄物種別 毎の処理能力が 5t/日以上 と なる場合	—	65.6 (t/日)
		木 く ず			102.4 (t/日)
		が れ き 類			124.8 (t/日)
	破砕施設 2	廃プラスチック類		—	49.6 (t/日)
		木 く ず			57.6 (t/日)
		が れ き 類			76.8 (t/日)
能 力 変 更	破砕施設 3	廃プラスチック類		36.8 (t/日)	64.4 (t/日)
		木 く ず		57.6 (t/日)	100.8 (t/日)
		が れ き 類		26.4 (t/日)	46.2 (t/日)

周辺環境に対する影響への審査項目

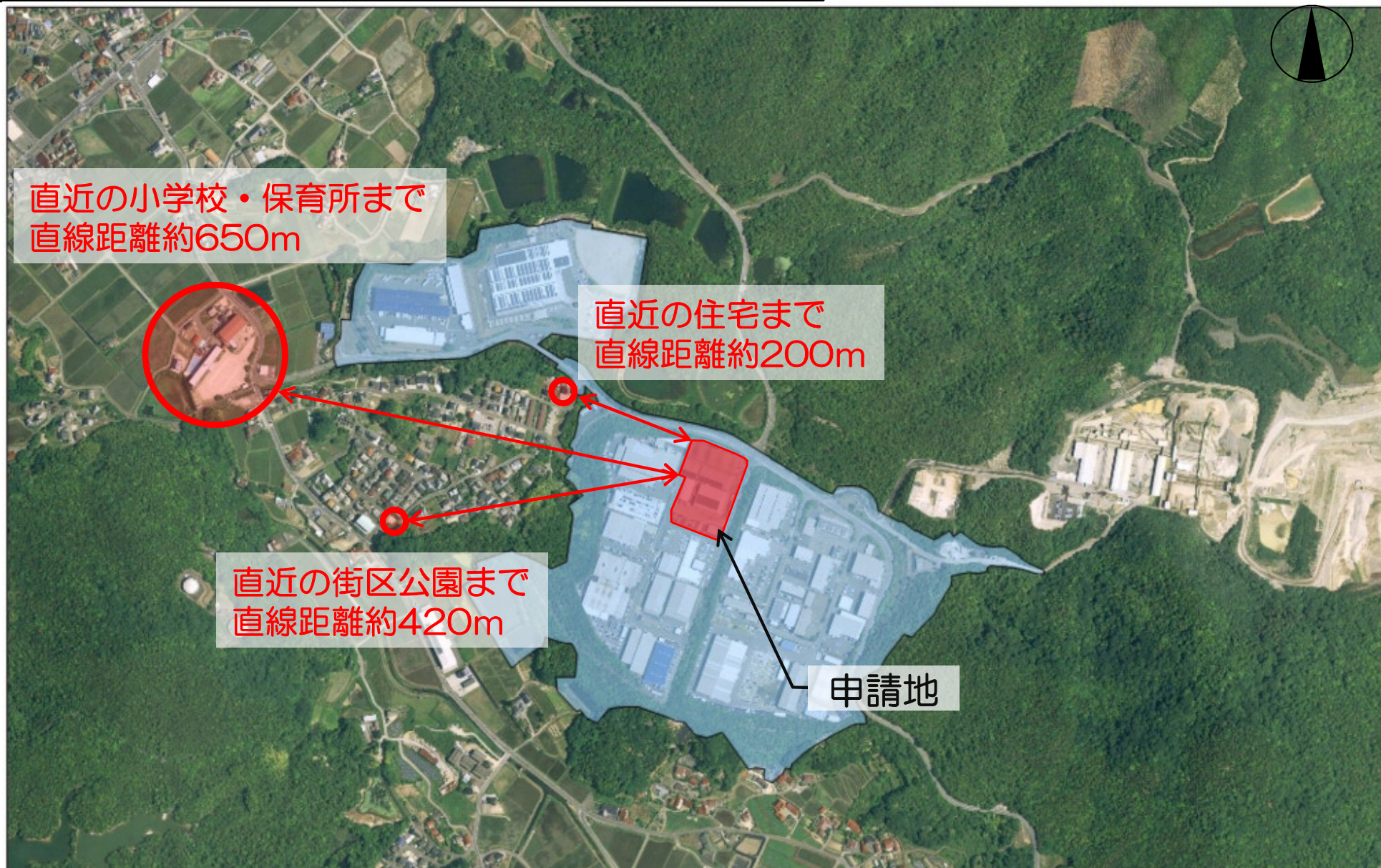
審査項目	審査内容
都市計画区域内における位置	<ul style="list-style-type: none">・ 立地の計画・ 道路状況・ 用途地域・ 搬入搬出経路
周辺の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none">・ 学校、病院、住宅等までの距離
施設計画と環境保全対策	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の種類、処理内容・ 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭・ 廃棄物処理法の許可
周知・合意形成	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の理解

審査項目 ~都市計画区域内における位置~



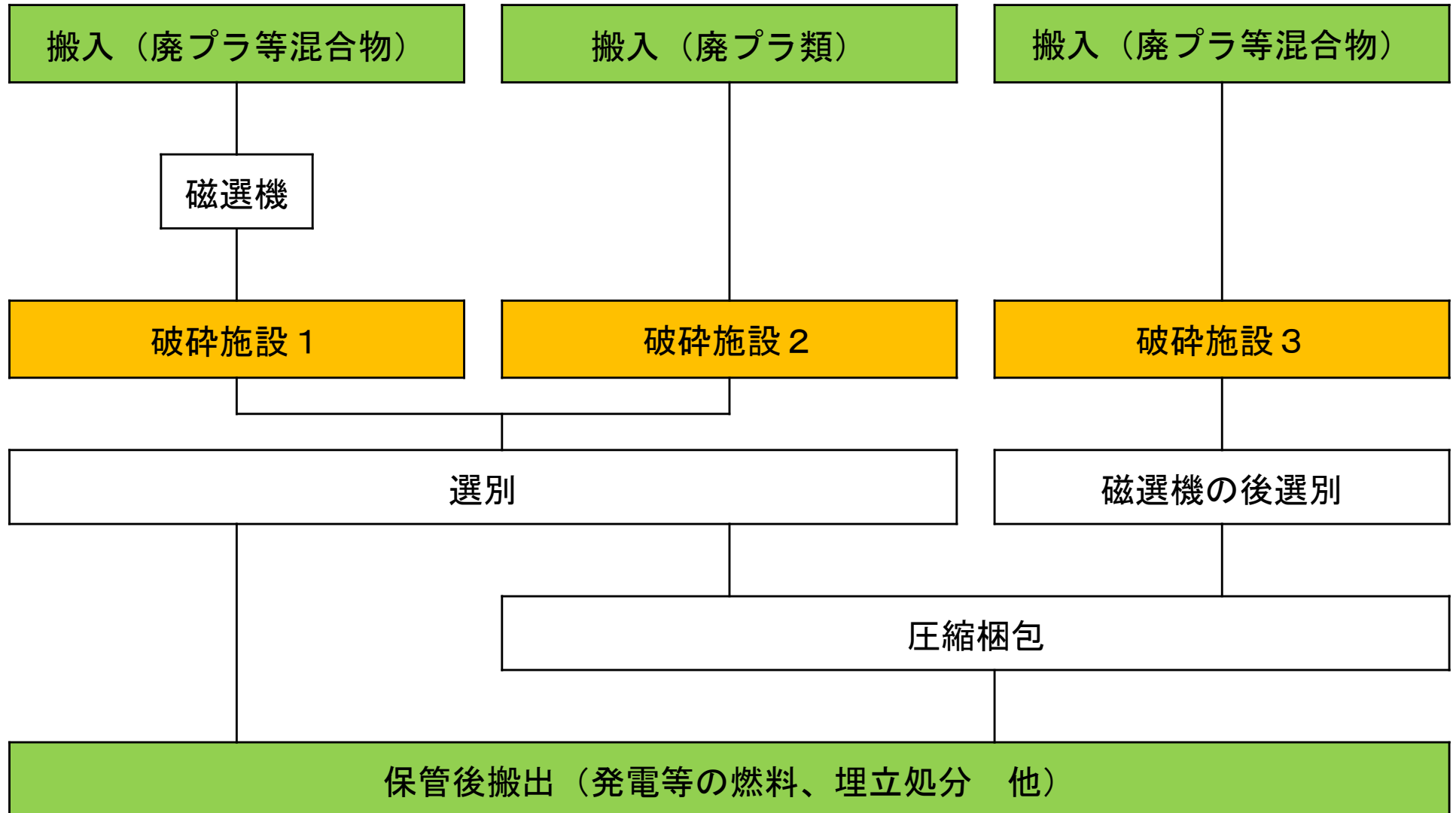
審査項目

~周辺の土地利用状況~



審査項目 ~施設計画と環境保全対策~

処理フロー図



審査項目 ~施設計画と環境保全対策~

環境影響調査項目の選定理由

項目	対象となる影響要因	調査の有無	選定理由
大気汚染	施設の稼働による影響	×	破碎施設が全て建物内部にあり、集塵機の設置もしているため、選定項目から除外した。
	廃棄物運搬車両の走行による影響	×	主要搬出入経路R375の通過台数に占める運搬車両の割合が0.4%であるため、選定項目から除外した。
水質汚濁	施設排水の排出による影響	×	計画施設からの排水はないため、選定項目から除外した。
騒音	施設の稼働による影響	○	破碎施設の稼働に伴う騒音については、周辺環境へ影響が考えられるため選定した。
	廃棄物運搬車両の走行による影響	×	主要搬出入経路R375の通過台数に占める運搬車両の割合が0.4%であるため、選定項目から除外した。
振動	施設の稼働による影響	○	破碎施設の稼働に伴う騒音については、周辺環境へ影響が考えられるため選定した。
	廃棄物運搬車両の走行による影響	×	主要搬出入経路R375の通過台数に占める運搬車両の割合が0.4%であるため、選定項目から除外した。
悪臭	煙突廃ガスの排出の夜影響	×	取扱う廃棄物に悪臭を発生する物はないため、調査項目から除外した。
	施設からの悪臭の漏えいによる影響	×	取扱う廃棄物に悪臭を発生する物はないため、調査項目から除外した。

調査概要

・ 今回の調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき実施した。

・ 今回の事業計画による周辺環境への影響を考慮し、調査が必要と判断された項目について、現況調査を実施した。

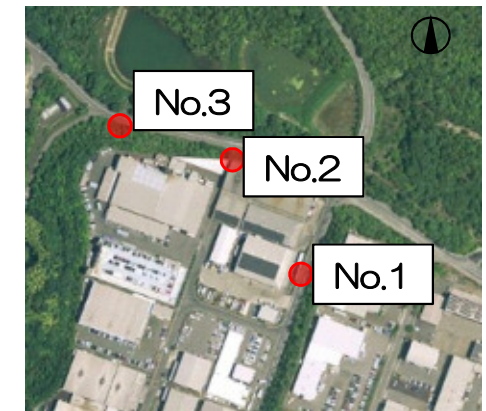
審査項目 ~施設計画と環境保全対策~

環境影響調査項目の結果一覧

項目	測定地点	測定値	予測値	基準値
騒音	敷地東側 No.1	52	53	【C類型】 昼間 60dB
	敷地東側 No.2	48	48	
	西側 No.3	48	48	
振動	敷地東側 No.1	37	47	【地域指定なし】 (第2種区域準用) 昼間 65dB
	敷地東側 No.2	42	43	
	西側 No.3	27	31	
主要搬出入経路 R375交通量 (1日あたり)		10,001台	廃棄物搬出入台数：40台	

調査概要結果概要

・本計画は、環境省告示又は広島県告示の基準値以下であるため、生活環境への影響はなく、現状を著しく悪化させるものではないと考えられる。



審査項目 ~周知・合意形成~

- 本申請に先立ち、申請者が近隣の自治会に対して、事業計画などを説明し、理解を得ている



審査項目 ~評価~

これまでご説明いたしました内容を審査し評価した結果、全ての審査項目において支障はないと判断しております。

また、本計画の敷地の位置は、工業専用地域にありますことから都市計画上支障ないと考えます。